

## 「第9期福岡市介護保険事業計画(原案)」に関する 市民意見について

### 1 目的

介護保険法に基づく「第9期福岡市介護保険事業計画」の策定において、市民の意見を反映させるため、パブリック・コメント手続きに基づき、「第9期福岡市介護保険事業計画(原案)」を公表し、意見募集を実施しました。

### 2 意見募集期間

令和5年11月30日(木)から令和5年12月27日(水)まで

### 3 実施方法

#### (1)公表方法

下記の場所において閲覧・配布を行うとともに、福岡市ホームページに掲載しました。

情報公開室(市役所2階)、情報プラザ(市役所1階)、福祉局介護保険課(市役所12階)、各区情報コーナー、各区福祉・介護保険課、入部出張所、西部出張所、各区老人福祉センター、各地域包括支援センター、市民福祉プラザ

#### (2)意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、窓口への持参により提出いただき、意見を受け付けました。

### 4 意見の提出状況

- (1)意見提出数                    19 通  
(2)意見件数                        58 件

#### 【参考】意見内訳

項目	意見件数	割合
第1章 計画の策定にあたって	2	3.4%
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	13	22.4%
第3章 介護保険制度の改正	3	5.2%
第4章 地域包括ケアの構築と地域共生社会の実現に向けて	25	43.2%
第5章 サービス量の見込み等	2	3.4%
第6章 介護保険事業に係る費用の見込みと第1号被保険者保険料	1	1.7%
その他	12	20.7%
合 計	58	100%

#### (3)意見への対応

- 修正 (意見の趣旨に基づいて原案から修正するもの) : 9 件  
 原案どおり(原案から変更しないもの) : 22 件  
 その他 (個別の取組み等への要望、提案等) : 27 件

「第9期介護保険事業計画(原案)」への「市民意見要旨」と「意見への対応と考え方」

〔意見への対応の凡例〕 ※番号に色付けしています。

■修正 :意見の趣旨に基づいて原案から修正するもの

□原案どおり :原案から変更しないもの

△その他 :個別の取組み等への要望、提案等

番号	章	該当頁 (変更後)	意見要旨	意見への対応と考え方	計画(案) 修正案
1	第1章	P1	「福岡市福祉のまちづくり条例」の基本理念について、局内、局外、事業者、市民との連携がされていない。介護保険事業特別会計については、他部署の事業との関連に留意し、効果を検討してほしい。	□原案どおり  福岡市の保健福祉施策は、福岡市福祉のまちづくり条例に基づき、保健・医療・福祉施策の基本理念と方向性を掲げた計画である福岡市保健福祉総合計画により、取組みを進めております。  福岡市介護保険事業計画は、福岡市保健福祉総合計画と整合性・一体性を保ちながら策定しており、施策の推進にあたっては、行政だけでなく市民・事業者などの幅広い主体の参画を得ながら、引き続き、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう健康福祉のまちづくりに取り組んでまいります。	
2	第1章	P2	第3四半期の時点で、令和6年度からの計画のパブリック・コメントを求めることは遅すぎる。	△その他  本事案の市民意見の募集は、福岡市のパブリック・コメントの手続きに従い進めており、計画内容の修正・変更が可能な時期に計画案を公表しております。	
3	第2章	P5、 P29	「認定率は全ての年齢階級において低下しており、これは、市民の健康意識の高まりや介護予防の取組みの成果等によるものと考えられる」は根拠がなく、現介護保険事業が適正に行われていることを示すものではない。介護を必要とする人は必ずしも本人の健康意識とは結びつかない。市の介護予防策が市民の健康意識向上に資する証が示されていないため、効果が疑わしい介護予防策は中止が相当である。 また、介護保険事業は特別会計であり、介護予防の取組みは厳密に成果を確認すべきである。 年齢階級別認定率はわずかに減少しているが、介護保険料は増加している。次期計画では介護保険料を下げる、もしくは介護予防の取組みの成果を検証すべきである。	□原案どおり  要介護認定者数の増加に伴い、介護サービス必要量が増加しているため、介護保険料は上昇傾向にあります。高齢者が健康寿命を延ばし、できる限り住み慣れた地域で生活を続けられるよう、第9期計画においても引き続き、介護予防や重度化防止、健康づくりの推進などに取り組んでまいります。	
4	第2章	P8、 P34	福岡市は他県に比べて定着率が低い。今後も高齢者が増加する見込みであり、例えば下記のような取組みが必要だと思う。 ・職員が不足する分、地域ボランティア家族の協力を得る。 ・職場の雰囲気やチームワーク力を育てる。 ・施設長の理解があれば職員に伝わる。 ・事業所が職員を大事にして研修を行う。 ・家族との関係性、言いあえる関係、お茶会や話せる環境作り。 ・事業所の考え方(施設の方針)を説明、家族からも気づきを教えてもらう、一緒に考えていく、介護看護の連携。	□原案どおり  離職防止のための経営者向けの研修やハラスメント対策などの「労働環境・処遇の改善」、介護業界全体のWell-beingを向上するための研修会や交流会を開催するなど、離職防止に取り組んでまいります。	

番号	章	該当頁 (変更後)	意見要旨	意見への対応と考え方	計画(案) 修正案
5	第2章	P8、 P34	全国的には採用率から離職率を引いた数値がマイナスとなったため、見た目としては正規・非正規ともに増加のように見えるかもしれないが、増加傾向にあるとは必ずしも言えないのではないかと。 また、「介護職員の必要数」の定義が不透明。今後の介護職員確保はこれまで以上に困難となるのが容易に予測できる中で、「すそ野の拡大」ではなく、介護福祉士を確保・増加させていくことが求められるのではないかと。	■修正 全ての介護事業所において増加傾向にあると読み取れる誤解を招く表現であったため、『職員数は増加傾向にあると推測されます』は削除いたします。また、介護職員の必要数の定義について、注釈を追加いたします。 介護職員の確保については、国・県と連携し、「新規人材の参入促進」として、関係団体・事業者などと連携した介護の魅力発信や、外国人介護人材の受入支援など、また、「労働環境・処遇の改善」として事務効率化の支援など、さらに、「資質の向上」として、介護従事者のキャリアアップのための研修の開催などに取り組んでおり、今後も引き続き、人材確保に取り組んでまいります。	8ページについて以下のとおり修正 (旧)高く、職員数は増加傾向にあると推測されます。 (新)高くなっております。 34ページの表外に、介護職員の必要数の定義について説明を追加
6	第2章	P8、 P34	介護職員の処遇について、国の処遇改善対策は講じられてはいるものの、全産業平均との差を埋めるには至っていない。他産業の賃上げにより格差が広がり、介護職員の他産業への流出がすすんでいるため、福岡市として国に対して処遇改善を求めるとともに、独自の助成制度を実施するなど職員の定着への取組みを強化してほしい。	□原案どおり 介護職員の処遇改善については、国において、これまで介護報酬において、3種類の処遇改善関係加算が設けられ、基本的な待遇改善が図られるとともに、介護職員一人の賃金を月6千円引き上げるための措置が新たに行われるところではありますが、今後とも適切な介護報酬体系の確立など、さらなる処遇改善について、引き続き、国に要望してまいります。	
7	第2章	P9	『職種別に見ると、「介護職員」と「訪問介護員」が不足している」と回答した事業所が多くなっています』という文章には根拠がない。 IoTを活用するなら介護職員の動作研究まで考慮すべき。 「管理者N=1,191」とあるが、統計学の基本として大文字Nは母集団を表す。(nはサンプル数) 介護職員等に関する事業者回答が著しく少なく、統計の有効性は低く、局、受託業者の計画等能力に疑問がある。 介護職員が少ないのではなく管理者がやらないだけ。市職員、協議会職員も、全員が市民に対し介護サービスを、直接提供してほしい。 PT(Physical Therapist)、OT(Occupational Therapist)、ST(Speech Therapist)の略語使用は分かりにくく、市民に広く意見を求めるスタンスと思えない。 (アンケート制作に係る)福岡市の事業者は規模が小さいため、中学校区を越えて、他業者と分業するなど多様化していくべきであり、そもそも、この程度のアンケートは市職員がアンケート項目決定や分析など自ら行うべき。	■修正 「介護職員」が不足している」と回答した事業所数と、「訪問介護員」が不足している」と回答した事業所数は、それぞれ他の職種よりも回答数が多いためこのように記述しましたが、誤解を招かないように、「回答した事業所の割合が多く」に修正いたします。 「N」については、「n」へ修正いたします。 PT、OT、STについては、それぞれ「理学療法士」、「作業療法士」、「言語聴覚士」と、日本語の名称に修正いたします。 その他いただいたご意見も含めて、今後の事業運営の参考とさせていただきます。	8、9ページについて以下のとおり修正 表内のアンケート調査の回答者数を表す記号をNからnへ修正 表内の略語記載を正式名称へ修正

番号	章	該当頁 (変更後)	意見要旨	意見への対応と考え方	計画(案) 修正案
8	第2章	P9	介護職員不足はどの程度か、過去3年間の推移を解りやすく示してほしい。	<input type="checkbox"/> 原案どおり  福岡市においては、国が3年に一度公表するデータを基に介護職員の「必要数」に関する推計は行っておりますが、介護職員の不足数に関するデータはありません。高齢化の進展に伴い、必要な介護職員数は、これまで以上に増加すると見込んでおり、安定的な介護保険サービスを提供できるよう、今後も引き続き、人材確保に取り組んでまいります。	
9	第2章	P10	「高齢者一般調査」がAとBに分かれている理由と内容の違いを示してほしい。	<input type="checkbox"/> 原案どおり  高齢者一般調査は質問数が多いため、回答者お一人当たりのご負担を小さくするためにAとBに分かれております。 Aは日常生活について、生きがいや社会活動について、Bは現在の住まいについて、健康・福祉などについてなどの質問内容となっております。 各調査の質問内容や調査結果などの詳細については、高齢者実態調査報告書にてご確認いただけますので、本計画では調査自体の詳細は省略させていただきます。	
10	第2章	P18、 P34	入門的研修は一定の修了者を成果として挙げているが、このうち何名の方が実際の介護現場に就職したのか。研修修了しても実際に現場に来ないことには、施策として意味をなさない。	<input type="checkbox"/> 原案どおり  介護に関する入門的研修は、介護分野への介護未経験者の参入を促進するほか、受講者自身やその家族のために介護に関する考え方や介護技術の基本などを習得していただくものとして実施しており、福岡市としては、その実施状況を踏まえ、事業が効果的なものとなるよう取り組んでまいります。	
11	第2章	P20	現在、「実地指導」は「運営指導」という表記に変更になっている。	<input checked="" type="checkbox"/> 修正  ご指摘の箇所については、「事業所を訪問しての指導」を指すことを明確にするため、「実地指導」と表記しております。 「通報・苦情から実地指導が」を「通報・苦情から指導が」へ修正いたします。	20ページについて以下のとおり修正 (旧)通報・苦情から実地指導が (新)通報・苦情から指導が
12	第2章	P20	「サービス提供および介護報酬請求の適正化」の項目において、具体的に何件点検したかなど数値を記載してほしい。 また、事業所に対する集団指導については、書類の熟読・メールにて報告になっているため、「集団」指導と言えるのか疑問である。注意書き等で「何年度から何年度までは自己申告のみ」等の表記が必要ではないか。	<input type="checkbox"/> 原案どおり  サービス提供及び介護報酬請求の適正化における各項目の評価指標については、請求全てについて実施するものであることから、定量的な評価が可能となる点検率を指標としております。 集団指導については、国の運営指導マニュアルにおいて、ホームページへの資料の掲載による実施も可能とされております。	

番号	章	該当頁 (変更後)	意見要旨	意見への対応と考え方	計画(案) 修正案
13	第2章	P20	<p>運営指導等において多くの事業所より多額の返還等の事案が上がっていると聞いており、指導件数・指摘事業所件数、返還金額、事業の停止・取り消し件数等の具体的な数値も示していただきたい。</p> <p>事業所が質の高いサービスを行うための施策を記載してほしい。また、どうすれば市民に良いサービスが提供できるのか、市と共に考える場を設けてほしい。そのような場を設けることを「適正化に向けた取組み」に記載してほしい。</p>	<p>□原案どおり</p> <p>指定の取消しなど行政処分を行った事業所については、その都度、処分内容や返還金額等を公表するとともに、全ての介護事業者へ通知しております。</p> <p>また、介護サービスの質の確保・向上を図り、利用者本位の質の高い介護サービスが提供されるよう、介護サービス事業者に対し、様々な機会を通じて研修の場を提供するとともに、指導を実施しており、今後も不断の取組みを進めてまいります。</p> <p>その他、いただいたご意見については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>	
14	第2章	P20、 22	<p>認定調査票のチェックをしてほしい。</p> <p>いきいきセンターは高齢者のサポートではなく、事業者のために働いている感じがする。いきいきセンターの教育をしてほしい。いきいきセンターを自由に変えられるようにしてほしい。</p>	<p>△その他</p> <p>引き続き認定調査票の質の向上に努めてまいります。</p> <p>また、相談対応・支援業務の質につきましては、引き続き職員研修の実施を通じて、ご意見いただいた点の改善に努めてまいります。</p>	
15	第2章	P21	<p>「人生100年時代」を見据えた介護保険サービスの見直しをすべきである。例えば、介護保険サービスで要支援や要介護状態となっても働ける環境作りをするなど。</p>	<p>△その他</p> <p>介護保険は、全国一律の制度として、介護保険法などの関係法令に基づき運営されており、介護サービスは、国が定めた制度の中で実施されております。福岡市としては、介護サービスが利用しやすいものとなるよう、また、心身の状態に適したサービスが提供されるよう、サービスの質の向上やケアマネジメントの適正化などに取り組んでまいります。</p>	
16	第3章	P22	<p>事業所の財務状況を一般市民に公表するのはなぜか。国が把握して分析することは今後の介護保険制度の改正等の情報収集として必要なことと思うが、それを一般市民に公表することに意味があるのか不明である。財務状況を公表することで実績に影響が出る可能性もあるため、事業所の財務状況を一般に公表するのはやめさせてほしい。</p>	<p>△その他</p> <p>事業所の財務情報等の公表については、利用者のサービスの選択に資するという観点から、介護サービス事業者の財務状況を公表することが重要、との趣旨のもと、国において、実施が予定されております。</p>	
17	第3章	P22、 P46	<p>介護保険サービス事業所等における生産性の向上に資する取組みに係る努力義務において、業務効率を上げるために介護ソフトの統一、また連携ができるツールが必要である。その中で、ケアノート、情報連携システムの普及が必要不可欠である。義務化しなければシステムは普及しない。また、全事業所が登録しなければ、本来期待する機能が活用できない。さらに、ケアノート内での介護保険者証・負担割合証の確認及び共有ができるようにしてほしい。</p>	<p>□原案どおり</p> <p>介護保険事業所等における業務効率向上のためには、介護ソフトや情報連携システムの活用が重要であると考えており、引き続きケアノートの活用推進などの取組を進めてまいります。</p>	

番号	章	該当頁 (変更後)	意見要旨	意見への対応と考え方	計画(案) 修正案
18	第3章	P23	病により就労困難となった場合、介護保険利用料は前年度の所得に応じて決定されるが、現在の所得に応じて決定してほしい。	△その他 第1号被保険者の利用者負担割合(1割から3割)の判定は、法令に基づき、前年の合計所得等で判定しています。なお、災害や生計維持者の収入が著しく減少するなど特別な事情で利用者負担のお支払いが困難なときは、申請していただくことにより減額される制度があります。(第2号被保険者の利用者負担割合については、一律1割となっております。)	
19	第4章	P25、 P32	地域包括支援センターについては、おおむね中学校区ごとに設けられているが、校区によって格差が生じているように感じる。	△その他 地域包括支援センターの運営については、地域の実情に応じて実施しております。いただいたご意見については、今後の事業運営の参考とさせていただきます。	
20	第4章	P28～ 30	高齢化の進展に伴い、市民の健康に対するニーズは高まっているが、コロナ禍における外出制限などにより高齢者の多くが健康に対する不安を感じている。公園は子供たち目線で造られており、高齢者が集い、活用できるような工夫もされていないと感じる。各校区にある公民館も手狭で、バリアフリー化も不十分で、行われていることも画一的で高齢者にとって行ってみたいと思う場所にはなっていない。多世代が使えるような多目的な公園整備や遊歩道の整備を行い、誰もが集える場所を作ってほしい。そうすることで地域の住民の交流も活性化され、地域で連携し支え合う仕組みが形成されていくのではないかと。また、公民館は既存の施設でも、活動内容の工夫や公的機関の代行作業などができるようなシステムも設けることによって、住民が足を向ける魅力的な場所になり得ると思うため、公民館の改善にも着目してほしい。	△その他 公園の整備にあたっては、地域住民が参加したワークショップ等により、子どもからお年寄りまで幅広い世代に親しまれる公園づくりを進めているところであり、今後とも、地域住民のご意見をお聞きしながら、より愛着を持って利用していただけるよう努めてまいります。 また、公民館については、地域住民が気軽に立ち寄れるよう地域カフェなどを行っているところであり、今後とも、地域住民のニーズを捉えた講座やイベントの開催などにより、より利用していただけるよう努めてまいります。	
21	第4章	P29	介護予防の推進について、ポイントは個人の参加意欲を高める要因になると思うため、ファシリテーター役を選定し、より積極的に市民の参加を促してはどうか。 また、ファシリテーター役が集まって、振り返りや更なる活動促進に繋がる場を設けてはどうか。	■修正 介護予防につながる高齢者の活動に対しポイントを付与する取組みとして、介護保険施設でのボランティア活動を対象に介護支援ボランティア事業を実施しておりますが、今後とも、より多くの方に参画いただくことで地域での介護予防を推進していただけるよう努めてまいります。 なお、ポイント付与の対象となる活動がわかるよう、29ページの「ボランティア活動を行った高齢者にポイントを付与」を「介護保険施設でのボランティア活動を行った高齢者にポイントを付与」へ変更しました。 いただいたご意見につきましては、今後の事業運営の参考とさせていただきます。	29ページについて以下のように修正 (旧) 「また、ボランティア活動を行った高齢者にポイントを付与し」 (新) 「また、介護保険施設でのボランティア活動を行った高齢者にポイントを付与し」

番号	章	該当頁 (変更後)	意見要旨	意見への対応と考え方	計画(案) 修正案
22	第4章	P29	65歳以上が利用できる運動施設を設置する、または公民館へ運動器具を設置するなどし、運動できる環境をつくってほしい。	□原案どおり 高齢者が身近な場所で運動などの健康づくりに取り組めるよう、公民館などでは、市民の要望に応じて運動メニューを取り入れた講座を実施しているほか、福岡市が推奨する体操を実践する「よかトレ実践ステーション」などの通いの場の創出・支援に取り組んでおります。 今後も高齢者が身近な場所で健康づくりを継続できるよう、関係課と連携し環境づくりに努めてまいります。	
23	第4章	P31	生活支援体制の整備として、買い物支援や買い物先への送迎などの施策があげられているが、周知が十分ではない。また、地域によっては移動販売や臨時販売所の開設に効果があると思うため、現在までの実績を評価考察し、より効果的な方法で住民のニーズに応じた支援を行ってほしい。	□原案どおり 買い物支援にあたっては、専用ホームページや事例集等により支援の周知を図るとともに、地域アンケート等に取り組んでいるところ。また、既に買い物支援を行っている地域においても随時支援状況の確認を行っており、今後ともより多くの住民の方々のニーズに応じることができるよう努めてまいります。	
24	第4章	P34	人材不足は本当に深刻な状況と思う。私の地域では20、30代のケアマネジャーをほぼ知らない。ケアマネがどこを探しても見つからず、遠く離れた居宅介護支援事業所に相談があったと聞いた。正直、介護保険制度で黒字経営を維持するのは厳しいと感じている。人材不足で介護現場は相当に深刻な状態。介護難民が発生しないよう、早急に対策してほしい。	□原案どおり 福祉人材の確保は重要であり、介護を必要とする方の生活を支えるサービスが安定的に提供されるよう、働きやすい環境づくりや魅力発信など、今後も引き続き、人材確保に取り組んでまいります。	
25	第4章	P34	介護ボランティア登録についてオンライン受講できるようにしてほしい。また、登録者数を増やすために、登録者マークを複製し、普及してほしい。	△その他 介護支援ボランティアの登録については、状況に応じてオンライン対応を行っております。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。	
26	第4章	P34	介護ロボット・ICTの導入を推進するのであれば、国・県だけではなく市独自の補助金を検討してほしい。	△その他 介護ロボットやICTの介護事業所への導入支援については、県と連携して実施しております。福岡市においては、県が実施する財政的な支援である「福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金」の活用につなげる取組みを実施しております。	
27	第4章	P34	今働いている人たちを定着させる取組みは実施してほしいが、新しい介護職員を増やす政策をもっと重視してほしい。 また、ICTの活用を進める事に反対はしないが、足りない人材を補う手段として位置付けがされないことを望む。	□原案どおり 介護職員の確保については、国・県と連携し、「新規人材の参入促進」として、関係団体・事業者などと連携した介護の魅力発信や、外国人介護人材の受入支援など、また、「労働環境・処遇の改善」として事務効率化の支援など、さらに、「資質の向上」として、介護従事者のキャリアアップのための研修の開催などに取り組んでおり、今後も引き続き、人材確保に取り組んでまいります。	

番号	章	該当頁 (変更後)	意見要旨	意見への対応と考え方	計画(案) 修正案
28	第4章	P35～ 37	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員配置基準における福岡市独自のルールについて、福岡市では国よりも厳しい基準が設けられているため、経営的に負担増となっている。介護保険サービス基盤整備促進のためにも、利用者が少ない事業開始時において一定の利用者数や期間の間は3役以上の職務の兼務を認めるなど、ルールの見直しをしてほしい。	△その他  定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員配置基準については、利用者の処遇や事業所運営に支障のない範囲で、一定の要件をもって、職務の兼務を認めています。しかしながら、過剰な兼務により、管理業務や利用者の処遇確保に支障が出る恐れがあることから、管理者の兼務は2役までが適切と判断しております。 また、一人の職員では、定期巡回サービス提供中の随時訪問サービスへの対応ができないことから、定期訪問員と随時訪問員の兼務は、利用者の処遇に支障があるものと判断しております。兼務の範囲については、いただいたご意見も参考に、介護サービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点を踏まえ、検討してまいります。	
29	第4章	P35～ 37	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所について、施設併設ではなく地域の在宅高齢者へのサービス提供をメインに実施する事業所を増やしていくため、既に整備されている圏域においても、施設併設の事業所が整備されている場合は、地域へのサービス提供をメインに実施する事業所を当該圏域における2か所目の事業所として整備できるように見直しをしてほしい。	■修正  35ページ(4)介護サービス基盤の整備の最終行の「未整備圏域に」を「日常生活圏域ごとの整備状況等を考慮して」に修正いたします。 定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスの開設事業者の公募は、整備目標量の確保に向けて、サービスの特性なども考慮しながら、引き続き公募内容を検討してまいります。	35ページについて以下のとおり修正 (旧)未整備圏域に (新)日常生活圏域ごとの整備状況等を考慮して
30	第4章	P37	特養の整備計画に反対はないが、令和4年度の経営実態調査では特養の収支差率がマイナスになっている。原因の一つに入所申し込みの減少と、要介護3以上の壁(日常生活継続支援加算も含め)があると思われる。	△その他  施設運営の収入となる介護報酬は、国において、事業所・施設の経営実態を踏まえ、令和6年度に増額の改定が行われることとなっております。	
31	第4章	P46	「データヘルス計画」は他都市を見ても現状効果は望めない。 個人情報の取扱いに配慮しながら、福岡市での現状と課題を示してほしい。	■修正  データヘルス計画は、全ての医療保険者が策定することとされている保健事業の計画であり、福岡市が国民健康保険の保険者として策定しているものです。今後も計画に基づき、保健事業を実施してまいります。健康・医療情報の分析に基づく保健事業の実施は、データヘルス計画における保健事業に限ったものではないため、「データヘルス計画」の部分を削除いたします。 また、情報通信基盤は個人情報の取り扱いに十分配慮して構築しておりますので、いただいたご意見を参考に、「一元的に集約・管理する情報通信基盤」の前に「個人情報の取り扱いに十分配慮した上で」と追記いたします。	46ページの◆現状と課題について、「データヘルス計画」の」を削除し、「一元的に集約・管理する情報通信基盤」の前に「個人情報の取り扱いに十分配慮した上で」を追加
32	第4章	P46	ICTやロボット等を事業所で導入するにあたり、財政的な支援が必要である。福岡市としても積極的な財政支援を行い、人材定着へ向けた取組みを進めてほしい。	△その他  介護ロボットやICTの介護事業所への導入支援につきましては、県と連携して実施しております。福岡市におきましては、県が実施する財政的な支援である「福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金」の活用につなげる取組みを実施しております。このような取組みを通して、今後も介護ロボットやICTの導入支援を図ってまいります。	



番号	章	該当頁 (変更後)	意見要旨	意見への対応と考え方	計画(案) 修正案
33	第4章	P46	ICT・介護ロボット活用への補助金を実施してほしい。高価なものが多く、現在の収益では購入する予算がない。介護ロボット補助金という枠組みではなく、介護負担軽減補助金のような、介護機器を購入する費用の補助を求める。	△その他  介護ロボットやICTの介護事業所への導入支援につきましては、県と連携して実施しております。福岡市におきましては、県が実施する財政的な支援である「福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金」の活用につなげる取組を実施しております。このような取組を通して、今後も介護ロボットやICTの導入支援を図ってまいります。	
34	第4章	P47	介護サービスの質の向上にあたっては、行政や社会福祉協議会が直接介入すべきである。	□原案どおり  福岡市においては、介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図り、利用者本位の質の高い介護サービスが提供されるよう、介護事業者に対して、様々な機会を通じて、研修の場を提供するとともに事業者への指導を実施しており、今後も不断の取組を進めてまいります。	
35	第4章	P48	「ふれあい相談員」とはどのような業務をしている人のことを指しているかが分からないため、用語解説で、市民ボランティアであることなど「ふれあい相談員」の説明を入れてほしい。	■修正  ふれあい相談員について用語解説に記載いたします。	用語解説に追加
36	第4章	P48	「ふれあい相談員」の認知度が低いため、用語解説に説明を入れてほしい。	■修正  ふれあい相談員について用語解説に記載いたします。	用語解説に追加
37	第4章	P48	今年度運営指導を受けた市内の小規模多機能では返戻事例が多くあったと思う。明らかな不正ではなく、一言文言が記載されていなかった、この書類では不十分といった理由による返戻で、厳しいのではないかという印象。 また、外部評価への協力は福岡市では行わないのか。日頃より介護サービスに関して尽力いただいていることは承知の上だが、人材確保、基盤整備を行っていくには民間だけの努力ではどうしようもないところまで来ている。行政、民間が協力して取り組まなければならない課題である。	△その他  運営指導については、サービスの質の確保と保険給付の適正化を図るため、事業所の運営・人員・設備状況を運営基準等に沿って確認し、よりよいケアの実現に向けて、必要に応じた改善指導を行っております。 また、地域密着型サービスにおける外部評価については、事業所が設置する運営推進会議において年に数回報告、評価を受けるもので、市としても可能な範囲で協力しているところですが、事業所数などの関係から限界があるところです。	
38	第4章	P48	ふれあい相談員として、施設を訪問し、利用者の相談に乗ったり、職員の方と意見交換などをしたりし、介護サービスの質の向上を図ることを目的に活動している。今後、より良い橋渡しのためにも相談員を増やし、訪問回数が増え、信頼関係もでき、安心して利用できるのではないかと思います。	△その他  引き続き、介護サービスの質の向上に向けて、ふれあい相談員派遣事業などの取組を進めてまいります。	
39	第4章	P49	軽度者でもおむつサービスが受けられる取組みがあれば良いと思う。	△その他  現在実施しているおむつサービスは、寝たきりなどの在宅のおむつが必要な人に対する制度となっています。いただいたご意見については、今後の事業運営の参考とさせていただきます。	

番号	章	該当頁 (変更後)	意見要旨	意見への対応と考え方	計画(案) 修正案
40	第4章	P49	声の訪問を365日実施してほしい。	△その他  声の訪問事業については、日曜・祝日・年末年始を除き、毎日1回、電話により安否確認を行っております。いただいたご意見については、今後の事業運営の参考とさせていただきます。	
41	第4章	P52	介護支援が中心で、認知症という言葉がない。また、介護認定調査員等に身体が動く認知症の人への知識や家族への配慮が不足している。	□原案どおり  介護認定調査員は、介護支援専門員、その他保健、医療または福祉に関する専門的知識(認知症の知識も含む)を有する者が行っておりますが、認知症の知識やご家族等への配慮などについては、福岡市の認知症施策として行われている取り組み等を学ぶことで、資質の向上に努めてまいります。 また、地域や小中学校、企業や職域等、様々な対象者に「認知症サポーター養成講座」を実施し、認知症についての正しい知識と理解を普及・啓発してまいります。	
42	第4章	P52	認定審査会の委員に対しての研修が少ない。介護認定結果は本人にとって生活を支える大きな要因なので認定審査会委員の質の向上が必要。	□原案どおり  いただいたご意見を参考にさせていただき、研修など様々な機会を捉えて、介護認定審査会委員の質の向上に取り組んでまいります。	
43	第4章	P54	感染対策について、もっと充実した対策を検討してほしい。経営実態調査の結果はコロナの影響を大きく受けており、まだコロナはなくなったわけではない。今後もクラスターが発生し、入院もできない状況で介護職員の疲弊は必ずあり、支援もない状況では「働く環境」が良いと言えない。更なる介護職員不足にも繋がるので福岡市として独自に対応を盛り込んでほしい。	□原案どおり  介護施設等における感染対策の支援については、スクリーニング検査や保健所と連携した平時の対策の促進、陽性者発生時の支援などを行っております。引き続き、感染症にかかる動向等を踏まえ、適切に対応してまいります。	
44	第5章	P7、P57	要介護認定区分に非該当があることを記載してほしい。	■修正  7ページの(5)要介護認定者の区分ごとの割合(構成比)の枠外に、「非該当」に関する注釈を追記します。 57ページの要介護認定者数の推計は、サービス量の見込み等を算出するために必要な認定区分を掲載しています。 なお、用語解説の「要介護認定者」において、非該当の説明を記載します。	7ページ(5)に注釈を追加 用語解説を追加
45	第5章	P61	認知症カフェ設置促進事業について、開設後4年目以降の経費補助が全くなくなるのは厳しい。カフェごとに運営形態が異なると思うが、費用が事業所負担となっている現実もあり、運営経費を補助してほしい。	□原案どおり  認知症カフェについては、自立して継続的に運営できることを目指しているため、補助金の受給期間は運営が軌道に乗るまでとして、期間を3年間に定めております。	
46	第6章	P65	基金を取り崩し、保険料上昇抑制のために充当することには賛成である。被保険者の負担軽減のために積極的に活用してほしい。	□原案どおり  第8期計画までの保険料の余剰金である介護給付費準備基金は、必要と認める額を除いて、第9期計画の保険料上昇抑制のために活用いたします。	

番号	章	該当頁 (変更後)	意見要旨	意見への対応と考え方	計画(案) 修正案
47	—	—	第2号被保険者が末期がんになり、要介護認定を受ける場合、限りある時間の中で有効にサービスを利用できるよう、医師の意見書等を参考に、申請翌日に要介護認定結果を出せるようにしてほしい。	△その他  末期がん等の方については、要介護認定の申請を受けた後、認定結果が出る前の段階であっても、暫定ケアプランを作成して介護サービスの提供を開始することができます。 また、適正な要介護度を決定するためには、介護保険法に基づき介護認定審査会に諮らなければなりません。関係機関等と連携を図るとともに、直近の介護認定審査会で判定を行うなど、早期に介護認定を行うよう取り組んでおります。	
48	—	—	現在はメールでの問い合わせのみとなっているため、行政と介護事業所が対面できる機会を作ってほしい。また、福岡市でも実地指導のチェックリストなどを整備してほしい。	△その他  問い合わせについては、正確性を期す必要があること等から、電子メールでの対応をお願いしております。 チェックリストについては、「介護サービス事業者の基準適合表」がございます。	
49	—	—	要支援2で通所リハビリを週1回希望し、週1回しか利用していないが、2回分の利用料が請求されている。通所サービスでは週1回の利用であれば、週1回の要支援1と同じ料金であるため、通所リハビリについても週1回の利用の場合は要支援1の料金にしてほしい。	△その他  介護予防通所リハビリテーションについては、国において、介護度に応じた一月あたりの介護報酬が設定されております。	
50	—	—	サービス利用を必要としていない場合でも、退院時に、介護保険の通所リハビリを利用することを決定して退院となる病院があるため、本当に必要な方が利用できるようにしてほしい。また、若者の負担を軽減し、高齢者や生活保護受給者にも少しは負担してもらいたい。	△その他  介護保険サービスは、利用者の心身の状況や生活環境等を踏まえ、利用者の選択に基づき、適切なサービスが提供されるよう配慮して行わなければならないとされています。これらの運営基準の順守について、事業者に対する指導を行ってまいります。 また、介護保険は、40歳以上の被保険者全員に保険料を負担していただくとともに、介護保険のサービスを利用する際には、費用の1割から3割を負担してもらうことになっております。	
51	—	—	計画の精度が低く、事例の把握状況は良くない。第9期介護保険事業計画では、特別会計の効果と保険料減額に活力すべき。	□原案どおり  要介護認定者数の増加に伴い、介護サービス必要量が増加しているため、介護保険料は上昇傾向にあります。高齢者が健康寿命を延ばし、できる限り住み慣れた地域で生活を続けられるよう、第9期計画においても引き続き、介護予防や重度化防止、健康づくりの推進などに取り組んでまいります。	
52	—	—	「ご意見をいただいた方に対する個別の回答は行いません」は不満である。	△その他  市民意見の募集は、福岡市のパブリック・コメントの手続きに従い進めており、いただいたご意見への回答は、計画確定時に福岡市ホームページへの掲載などにより公表することとしております。	

番号	章	該当頁 (変更後)	意見要旨	意見への対応と考え方	計画(案) 修正案
53	—	—	介護医療院の廃止を望む。	△その他  介護保険は、全国一律の制度として、介護保険法などの関係法令に基づき運営されており、介護医療院は、介護保険のサービスとして実施されております。	
54	—	—	福岡市の介護認定は実態と合っていないのではないかと思えることが度々ある。判定基準が厳しいのではないか。福岡市は高齢者が多く、給付費を抑えるため、意図的に判定基準を厳しくしているのではないかと思えるほどである。実態よりも低い介護度になると、本当に必要な介護サービスが受けられないため、適正な介護認定をしてほしい。	△その他  要介護認定の判断基準は、全国一律に厚生労働省で定められており、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会で審査判定を行っております。今後とも適正な要介護認定を行ってまいります。	
55	—	—	福岡市独自の賃上げのための条例を要望する。	△その他  介護職員の処遇改善については、国において、介護報酬の改定や介護サービス事業者に対する処遇改善加算の拡充が行われているところであり、引き続き、様々な機会を捉え、国に対し、要望してまいります。 また、介護サービス事業者に対し、国の「介護職員処遇改善加算」の取得を促進するとともに、事業者や職員を対象に働きやすい職場づくり等に関する研修を実施するなど、処遇改善につながる取組みを進めてまいります。	
56	—	—	訪問サービス通所サービスで日曜日も営業している事業所が少なくなっている。日曜日は平日に比べると利用者は少ないが、法令に定められた人員は配置しなければならず、昨今の職員不足や薄利などからやむなく中止しているようである。しかし日曜日仕事をしている家族も多く、介護離職防止の観点から、日曜日に営業している事業所には独自の報酬を設けてほしい。	△その他  介護保険制度は、全国一律の制度として、関係法令に基づき実施されているものであり、介護報酬の基準や単価の設定などについては、国の役割とされております。福岡市としては、国の動向や社会状況等を注視しながら、適正な介護報酬の設定などについて、国に要望してまいります。	
57	—	—	業務の効率化(介護現場の負担軽減)はいつ進むのか。介護ロボットや見守りセンサーの活用で人材不足や、業務負担の軽減、利用者へ寄り添うケアの実現に繋がるのか。介護技術の向上だけではカバーできない部分について、ロボットの活用で利用者の満足度は保たれるのか。 特養の現場では、福祉用具のレンタルを希望する。必要な福祉用具をすぐに確保する、お金がないため、必要なくなれば返却できるシステムを導入してほしい。又は、購入資金をもっと援助してほしい。 介護の担い手を増やす工夫を現場に任せず、行政にしてほしい。現場は色々工夫している。働きやすい職場づくり、環境、教育、給料・・・限界はとうに迎えており余力がない。頑張っている、待ったかいたがったと早く思いたい。	△その他  介護ロボットやICTの介護事業所への導入支援については、県と連携して実施しております。福岡市においては、県が実施する財政的な支援である「福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金」の活用につなげる取組みを実施しております。このような取組みを通して、今後も介護ロボットやICTの導入支援を図ってまいります。 介護職員の確保については、国・県と連携し、「新規人材の参入促進」として、関係団体・事業者などと連携した介護の魅力発信や、介護事業所の受入支援など、また、「労働環境・処遇の改善」として訪問介護事業所の事務効率化の支援など、さらに、「資質の向上」として、介護従事者のキャリアアップのための研修の開催などに取り組んでおり、今後も引き続き、人材確保に取り組んでまいります。	

番号	章	該当頁 (変更後)	意見要旨	意見への対応と考え方	計画(案) 修正案
58	—	—	施設については、質の高いサービスを提供できるよう考えるべき。また、費用対効果等も踏まえ、利用者が満足できる政策を取り入れて計画としてまとめるべき。	<input type="checkbox"/> 原案どおり  介護保険は、全国一律の制度として、介護保険法などの関係法令に基づき運営されており、介護サービスは、国が定めた制度の中で実施されております。福岡市としては、介護サービスが利用しやすいものとなるよう、質の向上に取り組むとともに、適正な保険給付が行われるよう、介護給付適正化などの取組みを進めてまいります。	